



かが進行して行くという場合において、どういうような状態が出て来るか、そういうことについてはいかなる見通しを持つておられますか、伺いたい。

○大坪政府委員 農業の機械化促進とこの有畜農の問題でありまするが、これにつきましては、今後いろいろ複雑な問題が起きて来ると思うのでありまするが、機械化促進は、私は必ずしも家畜の導入を拒否するということにはならないのではなかろうかと存ずるのであります。と申しますのは、農業の立地条件によりまして、あるところは、機械化が可能でありまするが、あるところは不可能である、不可能とまでは言わないにいたしても、相当困難であるというような事情のこところが相当あると思うのでありますて、家畜を飼育することによりまして、一面には人間の労働力を節約いたしましても、土地そのものを改良いたしまして、土地に投資するというような意味から、どうしても家畜を飼育いたしまして、それによつて土地の改造といふものが今後の農業の発展上、ぜひとも必要ではないかと思いますので、機械化促進は必ずしも家畜の導入を拒否するものではないのではないかと思うが、かよううに存じておる次第であります。

うしうことになりますと、現在の約倍くらいに乳牛がふえて来るということになりますけれども、問題は乳牛ふえるということは、必然的に生産量が増大するということになるわけあります。それらは国民生活の上にせしても低廉なる乳製品あるいは生乳を提供できるという条件の中に置かれて、ともに、もう一つはこれが農業経営の中においても、相当主体的に重要な安定の役割を果すということに、両相またなければならぬと思うわけがありますが、現在の傾向をみると、ただ単に乳牛をふやす、頭数をふやすということに重点が置かれて、それでなんだん頭数がふえて乳の生産量が高まつて来る。それをどういうふうに消費するかという点については、具体的な計画がまだ十分でないといふように考へておるわけであります。そういう点については、これに即応して、これら並行してどういうふうな具体的な計画を持つておられるか、お伺いしたいのです。

○芳賀委員 一例を東京都周辺にとつても、大体この周辺の生産される牛乳の生産者価格は、一升五十六円程度であります。それが家庭に流れて来るとこども市販の乳価は、一合十六円くらいです。それだけあります。そうすると大体生産者価格の三倍くらいで消費者のところに流れておる。その間のことさらにむずかしい加工の工程等はいらないわけでありますけれども、おそらくコストの面においても非常に大きな差がある。どういう現象について、具体的にこれららの内容を分析されたようなことがあるかどうか、お伺いいたします。

○大坪政府委員 中間マージンが多いのじやないかということはよく言われておる問題であるのであります、これをいかにして減少せしめるかということが、私ども研究の中心点をなしておるわけであります。戦前の状態に比べますと、數字的に見ましても中間経費の方が戦前以上になつておる、がような事情のようでありまして、大体生産者、メーカー、小売業者といふような大体の傾向をたどつておるのあります。なぜなつたか、また今後いかにすればその点が是正できるかということにつきまして、いろいろと検討いたしておる次第であります。

非常に大きな問題であると思いますが、局長の言われるよう検討の時代で、何ら具体的にどうしたらいいというような構想は、まだ全然ないでございますか。

○大坪政府委員 検討中でありますまして、それによつて実行いたしてまいりたい、かように思います。

○芳賀委員 に問題は、疏安のコトを調べるようだに、それほど複雑怪しきな問題ではないので、特に消費者大衆に生産者から安い乳が出て、それが中間マージンとかいろいろ正常な形において高い牛乳が家庭に提供されておるというような矛盾を、一日も早く解決して、この差というものを圧縮して、もう少し生産者に対しても生産費を償うような乳価、消費者に対しても、一般家庭においてそれが十分消化できるような価格に圧縮する必要があると思うのですが、この点が釐明されない限り、有畜農家の事業創設というものは、将来伸びて行くことができないと思うのです。

もう一つ次に申し上げたいことは、現在政府は、酪農の集約地区をつくるというような計画を逐次進められて、今年度はその第一段階として、岩手県あるいは八ヶ嶽山麓方面に大規模の試みを行ふようと考えられておるわけであります。大体私の承知するところによると、一地区に五千頭くらいの集約地区を設けて、そうして乳の産量が一日大体百五十石、それから地区的半径といふものは、大体夏は搾乳時間二時間くらいの範囲を一応地区的区域とするというようなことになると、半径五十キロな、六十キロの範囲で、

千頭の集約酪農地帯を設けるといふことは、うな計画であるといふうに考えます。なおこれに付随して、生乳工場であるとか集乳場が附帯して設置されます。おそれれに付隨して、生乳工場でありますけれども、わが国の国内において、こういうような適当なる候補地が、大体全国的に見てどのくらいあるかということはすでに調査済みと想しますが、この点をお聞きいたしました。



10

今後とも資金のあつせんをいたして参りたいと思つておるのであります。ただやき並びに脈につきましては、非常に回転率が早いために、金融機関といつたしましてはそれを対象にして貸付しますることがなかへ困難でありますとのと、もう一つは、金額が非常に少額になりますので扱いにくいというような関係で、本法から一応除外してあるのでござりまするが、この二つに

びにやきもつきましたは利子補給をしておりません。つまり一応金融のあつせんにつきましては努めますのが、これについて利子補給という措置はとつていないのでありますて、その要綱の通りこの法で実施して参るという結果になるわけであります。

○川俣委員 私は別にこの要綱通りに見えなければならないというふうに主張しておるのでなくして、要綱をメ

て大きな見出しきつけて、しかも宣伝をしておきながら、わざ／＼減らす意味がわからぬ。もつと拡大いたしまして、これは有畜農家となつておりますから、別であります、むしろ家禽をも加えて、総合的な有畜農家といふものを見る必要があるのじやないかと思ひますが、これを抜かれた理由はどうにありますか。広い意味の有畜農家といふと家禽も入るのですが、家禽

ものも持つておられるわけであります。これを除かれなくともさしつかえない。むしろ入れて置いて適宜これら資金の融資あつせんを行なう方が妥当ではないか、家禽にいたしましても、やぎ、豚等におきましても、優良品種の改善が必要になつて来るのであると思う。回転率が早い、ということは言えますけれども、こうした優良品種を導入すること等につきましては、なおあります。

て、むしろ盛んになる。安くなつたと  
だん／＼減つて来る。むしろ高くして貰  
いにくいというようなときの方が御要  
知の通り盛んになつて来るわけであり  
ます。値段が下つて来るとむしろこれ  
はだん／＼減つて来るような傾向にあ  
るわけですが、一概にこういうもの  
は、高くなるからいかぬのだといつう  
うな考え方を持つておられるのかどう  
か、この点を伺いたい。

つをめしても要綱の精神はこの通り  
まして政府といたしましては措置して  
参りたい、ただ法律として國が今後は  
つきりこういう計画をもつてやつて行  
くんだということにつきましては、  
馬、牛及びめん羊、この三者に一応限  
定したい、かようなわけであります。  
○川俣委員 そうするとおかしいです  
ね。最初は有畜農家創設要綱に基いて、これを法制化していく必要があ

二でこれを法務省が定めたといたるのとありますから、やはり三條の規定が含まれるのでありますから、これを入れて又ちつともさしつかえないと認められんが。さしつかえがあるといふ説明にはちつともならぬ。障害になるといふ説明には不十分だと思う。要綱そのままで本法に移しましても一向さしつかえがないじやないか。三條の資金のあつせんだけにとどめるというのであれば、それだけにとどめるといふのであれば、

○大坪政府委員 政府で利子を補給し、また損失補償契約を締結する対策いたしまして、家禽は金額が非常に少額であり、また回転率も早い、こういうようなわけで、これにつきましてはそういうような措置がなかつて、とにかく、というような意味合いにおきまして削除いたしております。

○大坪政府委員 政府といたしましては、大動物のみならず、中小動物につきましてもできるだけこれを振興させて参りたい、かように存じておりますので、資金のあつせん、その他中小動物の振興に必要な措置はできるだけ講じて参りたい、かよう存じております

（大坪政宗）たなしと御指摘の上はまことに同感でありまして、動物の種類により、また地方により、価格が上つた場合には増加し、下つた場合には減少する、またその逆の傾向をなしている、こういう点は、まさに御指摘の通りであると思うであります。しかししながら、少くともこの基本要綱によつて無家畜農家に導入して参る動物につきましては、できるだけ農家が漸

る、こういう御説明でいかがで、その要綱の中についたやき及び豚をつてしまつたということは、おそらく予算上からどういうものになかへ、賃金がまわらないという説明でありまするなつて、一言いふと、どうもどうも

れでもさしきがえない。要領がその通りでありますから、そのまま法立の上に移して行つてかかるべきだと田うが、わざ／＼削除された理由はなんありますか。

ただいまお話を聆及びましたまし  
て、なぜこの法案から削除したか、こ  
の問題につきましては強い意味はあり  
ませんが、要綱当時からそういう措置  
をとつていませんでしたので、法律案

す。ただ利子補償をし、損失補償契約を結びます対象といたしましては、あまりにも一件金額が小さくなりまして、件数だけ多くて事務処理上也非常に困るというような事情もありまし

入し得ないような危機にならないよう、政府として指導して参りたい、かういうに思ひます。

らね。——庶どおも了解できぬの下す  
ところが一方は、法律の中に、「政府  
は、予算の範囲内において、」こうい  
うことになつておりますから、入れて  
おきましても、予算の範囲内で置置で  
よ。——

○大臣政府委員 稲子補給も損失補償も要綱のときからやつております。それは本法といたしましては必要ないというようなことに相なるのじやないか、かようになります。

といったらおしては必要がありませんので削除いたした、かようなわけであります。

○川俣委員 それでは次に移ります  
が、芳賀委員から質問があつたよう  
に、これらの家畜が高くなるために有  
て、一応本法から削除したような次第  
であります。

馬鹿らしいは後牛についてては高くなかつて、  
ようなことをおそれて抑制するようなら  
ことになりますと、かえつて制約を受  
けまして、有蓄農家の創設の目的が達  
成できないような結果になりはせんなん

きるはすすす 要紹に出されておりながら、わざ／＼抜いた意味がまだ私どもに納得できませんが、もう一度この点について御説明願いたい。わざ／＼通牒を出しておきながら、この通牒と

○川俣委員 これは法文の解釈がどうな  
ましても、やきと豚は三条だけの適用  
にとどめる」とも、行政上ちつとも困  
難ではない。どうせ四条の予算の範囲  
内にということになつて、この三条ト

ことは説明の通りであります。しかし  
ながら、やき及び豚にいたしまして  
も、家畜にいたしましても、将来やは  
り品種の改良と申しますが、優良品種  
を導入して参らなければ発展できない

畜農家の發展が阻害される面と、こういう家畜が非常に高齢することによってお飼育が盛んになるというのと二つあると思うのです。たとえば乳牛のようなものが非常に高くなつて参りま

ということを覺えての質問でございま  
す。もつと盛んにするためには、乳牛  
及び役牛にいたしましても、飼料に付  
する処置、いわゆるふすま等の飼料の  
手当が十分でなければ、いかに宣伝ま

法律案とか相沿うていかない点でどうも解せないのであります。

四条との関係から見ましても、やきび豚については三条だけに適用させることで、ということは決して困難ではないと申う。そういたしますと、有畜農家な

のであります、これについてはどうしても資金の融資が必要であろうと思ふ。そういう意味で、家畜試験場等にさきましてもそういう実際の具体的な

すと、採算割れをいたしまして、非常に苦しくなることが考えられる。ところが豚であるとか、あるいは役牛のようなものは、高くなることによりまし

いたしましてもなかへくこれに併せて有畜農家が生れて来ないわけであります。またたまくできません。という飼料難から手離さなきやなら

ような状態が起ることは、局長すでに御存じの通りです。飼料対策として、どのような措置を将来講じられるつもりであるか。この計画と飼料とは相関連しておりませんと、この計画は成り立たないと思うのでありまするけれども、この点についての御見解を伺いたい。

○大坪政府委員 家畜の飼料が入手が困難であつたり、あるいは価格が高かつたりいたしました場合には、かえつて家畜の飼育が採算割れになる、これ

はまことに御意見の通りであるのであります。御承知のように、飼料につきましては、自給飼料と購入飼料とあるの

でありまするが、政府といたしましては、できるだけ自給飼料の増産をは

かつて行きたい。集約的に家畜を導入するという考え方につきましては、自

給飼料の入手の非常に容易な地帯に集約的に自給飼料の増産設施を集中いたしまして、自給飼料の割合ができるだけ高くして行く、こういうような措置をとつて参りたい。これにつきましては、牧野の改良あるいは草地の改良、こういうような草資源の開発並びに飼料作物、こういうものの増産をはかつて参りたい、かように存じておる次第であります。

次に濃厚飼料と申しますか、購入飼料につきましては、今年の三月一日より飼糧需給安定法が実施されまして、政府におきまして、本年度は飼料審議会の議決を経まして、二十七万トン外

國から購入いたしまして、これを農家飼育者に配給をする、こういうような

かつこうに相なつておるのでありますて、この飼糧需給安定法の運用によりまして、採算割れの価格にならないよ

○川俣委員 これらの計画が実施せらるると、農家の喜びはこれに過ぎたものはないだろうと思うのであります。が、それと同時に、これだけの計画が実施されると、これから起きて来る加工面の計画がこれに伴つておりませんと、最後の結果を見ることが困難になります。来るとと思ひます。が、加工に対する考え方について所見をお伺いしたい。

○大坪政府委員 この措置によつて、今後相当わが国の家畜が増加して参る予定であるのであります。その際牛乳の加工あるいは肉の加工等について今後どうするかということが問題であります。が、牛乳につきましてはできるだけ集約的に経営いたしまして、それに見合つた処理加工工場をつくつて行く、同時に肉につきましてもできるだけ加工工場を増加いたしまして、これに対しましては政府資金なり何なりを導入することによりまして、そういう処理加工の施設が間に合わないということのないように处置して行きたいと思います。

○足鹿委員 今加工の問題が出ておりますので、私は関連して局長に二、三お尋ねしたい。今国会に厚生省所管で会の仕事に忙殺されておる間に、連合審査のいとまもなく、厚生委員会のみで審議をいたされ、すでに本会議を通過して成立を見ました。前回の国会の金子君も、この問題は、厚生委員会で長い間努力をされ、私も農林委員会で、機会あるごとにこの問題については当局に強い農村の声を伝えておつた

この措置によつて、予定であります。が、牛乳につきましてはできるだけ集約的に経営いたしまして、それに見合つた処理加工工場をつくつて行く、同時に肉につきましてもできるだけ加工工場を増加いたしまして、これに対しましては政府資金なり何なりを導入することによりまして、そういう処理加工の施設が間に合わないということのないように处置して行きたいと思います。

○足鹿委員 今加工の問題が出ておりますので、私は関連して局長に二、三お尋ねしたい。今国会に厚生省所管で会の仕事に忙殺されておる間に、連合審査のいとまもなく、厚生委員会のみで審議をいたされ、すでに本会議を通過して成立を見ました。前回の国会の金子君も、この問題は、厚生委員会で長い間努力をされ、私も農林委員会で、機会あるごとにこの問題については当局に強い農村の声を伝えておつた

この措置によつて、予定であります。が、牛乳につきましてはできるだけ加工工場を増加いたしまして、これに対しましては政府資金なり何なりを導入することによりまして、そういう処理加工の施設が間に合わないということのないように处置して行きたいと思います。

○足鹿委員 今加工の問題が出ておりますので、私は関連して局長に二、三お尋ねしたい。今国会に厚生省所管で会の仕事に忙殺されておる間に、連合審査のいとまもなく、厚生委員会のみで審議をいたされ、すでに本会議を通過して成立を見ました。前回の国会の金子君も、この問題は、厚生委員会で長い間努力をされ、私も農林委員会で、機会あるごとにこの問題については当局に強い農村の声を伝えておつた

この措置によつて、予定であります。が、牛乳につきましてはできるだけ加工工場を増加いたしまして、これに対しましては政府資金なり何なりを導入することによりまして、そういう処理加工の施設が間に合わないということのないように处置して行きたいと思います。

○足鹿委員 設置基準の内容について、まだつきり伺われないことを残ります。もう一点は、いわゆる自家屠殺で

この措置によつて、予定であります。が、牛乳につきましてはできるだけ加工工場を増加いたしまして、これに対しましては政府資金なり何なりを導入することによりまして、そういう処理加工の施設が間に合わないということのないように处置して行きたいと思います。

○足鹿委員 今加工の問題が出ておりますので、私は関連して局長に二、三お尋ねしたい。今国会に厚生省所管で会の仕事に忙殺されておる間に、連合審査のいとまもなく、厚生委員会のみで審議をいたされ、すでに本会議を通過して成立を見ました。前回の国会の金子君も、この問題は、厚生委員会で長い間努力をされ、私も農林委員会で、機会あるごとにこの問題については当局に強い農村の声を伝えておつた

この措置によつて、予定であります。が、牛乳につきましてはできるだけ加工工場を増加いたしまして、これに対しましては政府資金なり何なりを導入することによりまして、そういう処理加工の施設が間に合わないということのないように处置して行きたいと思います。

○足鹿委員 設置基準の内容について、まだつきり伺われないことを残ります。もう一点は、いわゆる自家屠殺で

この措置によつて、予定であります。が、牛乳につきましてはできるだけ加工工場を増加いたしまして、これに対しましては政府資金なり何なりを導入することによりまして、そういう処理加工の施設が間に合わないということのないように处置して行きたいと思います。

○足鹿委員 設置基準については、現をされた屠場法の改正については、畜産局はどういう態度をおとりになつた継ぎ事項等でよく御承知のはずと思うのであります。が、厚生省から提案をされた屠場法の改正については、畜産局はどういう態度をおとりになつたのであるが、あの程度のもので農村の要望にこたえたとお考えになつておられる。現在農村の体位の向上が叫ばれ、また総合的な食糧政策といふ問題が論ぜられ、あるいは農村における食生活の改善が唱えられておつても、山村においては腐つたような魚や、あるいは塩魚を辛うじて食つておる。しかもみずから飼育した牛やあるいは豚や、あるいはやきは家畜商の手にかかる屠場に送られ、そうしてさして、それを買つて食う実情である。從つて家畜の振興をはかるといつても、ただ増産々々といったのでは、ただちと畜場法案が提案せられ、われくも心を持つておりますが、農林委員会の仕事に忙殺されておる間に、連合審査のいとまもなく、厚生委員会のみで審議をいたされ、すでに本会議を通過して成立を見ました。前回の国会の金子君も、この問題は、厚生委員会で長い間努力をされ、私も農林委員会で、機会あるごとにこの問題については当局に強い農村の声を伝えておつた

この措置によつて、予定であります。が、牛乳につきましてはできるだけ加工工場を増加いたしまして、これに対しましては政府資金なり何なりを導入することによりまして、そういう処理加工の施設が間に合わないということのないように处置して行きたいと思います。

○足鹿委員 設置基準については、現をされた屠場法の改正については、畜産局はどういう態度をおとりになつた継ぎ事項等でよく御承知のはずと思うのであります。が、厚生省から提案をされた屠場法の改正については、畜産局はどういう態度をおとりになつたのであるが、あの程度のもので農村の要望にこたえたとお考えになつておられる。現在農村の体位の向上が叫ばれ、また総合的な食糧政策といふ問題が論ぜられ、あるいは農村における食生活の改善が唱えられておつても、山村においては腐つたような魚や、あるいは塩魚を辛うじて食つておる。しかもみずから飼育した牛やあるいは豚や、あるいはやきは家畜商の手にかかる屠場に送られ、そうしてさして、それを買つて食う実情である。從つて家畜の振興をはかるといつても、ただ増産々々といったのでは、ただちと畜場法案が提案せられ、われくも心を持つておりますが、農林委員会の仕事に忙殺されておる間に、連合審査のいとまもなく、厚生委員会のみで審議をいたされ、すでに本会議を通過して成立を見ました。前回の国会の金子君も、この問題は、厚生委員会で長い間努力をされ、私も農林委員会で、機会あるごとにこの問題については当局に強い農村の声を伝えておつた

この措置によつて、予定であります。が、牛乳につきましてはできるだけ加工工場を増加いたしまして、これに対しましては政府資金なり何なりを導入することによりまして、そういう処理加工の施設が間に合わないということのないように处置して行きたいと思います。

○足鹿委員 設置基準の内容について、まだつきり伺われないことを残ります。もう一点は、いわゆる自家屠殺で

各省はどちらかといふと、食品衛生とかいうことにばかりこだわって、こういう農村の実情といふものを必ずしもよく御存じないのである。それをあなた方がほんとうに認識せしめられて、問題を具体的に解決していただきないと、せつからこの法案の改正そのものも趣旨を徹底することが困難になりますが、そういう点について、局長はいかよろしくお考えになりますか。

○大坪政府委員 簡易屠畜場の設置基準につきましては、できるだけこれを簡易化するような方向に持つて行きまして、しかも金融公庫の資金にくによりまして、希望のある農業者の団体その他につきましては、どしどへ設置ができるようにして参りたい、かように存じておる次第であります。同時に第九条でありますか、主として自口または家族の食用に供する目的をもつて屠殺いたします場合には、届出だけで自家屠殺ができるということになつておりますが、その場合に共同的にやることができるかどうかという問題になりますが、私どもが強く要望いたしまして、常識を越えない範囲内におきまして、数人が共同して食用の目的に供する場合には、一人でなくともよろしいということで、その運用をある程度抜げることによりまして、農村における共同的な屠殺を容易にして参りたい、かよろしく存じております。

ただけの国家投資が行われるといいたしませんならば、単に農家経済の改善ばかりではなく、一般の国民生活の食糧をある程度確保するということがなければ、これだけの資金の融通は困難であろうと思う。そこでこれを拡大するといいたしますならば、今問題になつておりますこれらの家畜の処理、加工といふものについて、もつと徹底した案がなければならないと思う。生産に伴つて、これららの目的が当然蛋白油脂資源の確保にあるといだしますならば、その処理加工について、もつと徹底した案がなければならぬはずであります。ところがどういう点については、どうも十分ではないようであります。私から見るならば、むしろもつと積極的に、この処理加工について国が二分の一補助をするということによつて、優秀な処理加工場ができるように奨励して行かなければならぬと思うのであります。すけれども、これについての御見解を伺いたい。

畜産局が十分なことをやつているといふことは、十箇所くらいやつたのだからうお考えは、たいへんな間違いであると思ひます。大体競馬のためには、地方の畜産局あたりが給出で競馬に出で行つてゐる。畜産の獎励と言ふからには、先ほど言つたように農家経済の上に役立つとか、あるいは蛋白油脂資源の培養、確保の上に大いに寄与するところが目的であつて、競馬見物のための畜産ではないと思う。畜産というと競馬のことに力を入れまして、こんなことをやることについてどうも力が足りない。競馬を国営にするくらいだつたら、食糧確保の上から処理工場を国営にするとか、眞嘗の場合には半額、あるいは三分の二を補助するという熟意を持たなければ、競馬だけは国営でこもういう重要な国民生活の方は十件くらいの補助で満足するということでは、ほんとうの畜産農家の奨励なのが、競馬の上に付隨しての畜産がどうよくな誤解を受けると思ひますが、これについての御見解を伺いたい。

○大坪政府委員 競馬に関します問題はきわめてデリケートなと申しますとか、含みのある問題であります。競馬が畜産に貢献をしているといふことは間違いないと思うのであります。しかばんどの程度貢献しているかといふことにつきましては、どの程度といふような程度問題としてのことはなかなかかはつきり申し上げかねる、こういふことに相なるのではないかと思います。

○川嶋委員 畜産に寄与しているということですが、この法文から見ますと、馬とは書いてありますが、馬の前に乳牛または役肉牛、その次に馬と書いてある。おそらくこの点から見ますと、これは馬という表現の上を見ますと、役牛またはひき馬の意味がこの中に多分に含まれていると私は解釈するのです。乳牛及び役肉牛、それから子の次に馬、こう申しておりますが、この馬という意味は競馬馬でないと思いますが、競馬馬の意味ですか。

○大坪政府委員 その場合の馬は決して競馬馬を意味いたしておりません。と申しますのは、競馬馬の方は単位が全然違いますので、こういうような位置ではてんでお話をならないといふことに相なるのであります、その点は含んでおりません。

○川嶋委員 この畜産の法律と競馬とは何ら関係がないところになるので、そうすると畜産とはやはりあまり関係がないといふことになるのではないかであります。

関係ないと思いませんが、競馬そのもののかつて  
につきましては、いろいろ馬に親しみを  
を覚えましたり、あるいは直接あるいは  
うふうなレースを見る事によりまして  
馬の知識を深め、こうじょうよりな  
意味合いにおきまして相当程度畜産に  
貢献をしておるのではないか、かよと  
に存ります。

○杉村委員 競馬と畜産ということと  
今の質問応答に関連して伺いたいのですが、  
すが、大体競馬というのは、最初は馬事  
思想を普及するという意味から始ま  
ったようになります。記憶しております  
すが、その馬事思想を普及するとい  
ふことはどういうわけかと言えば、当時  
は軍国主義であつて、軍馬がたくさん  
必要であった。ところが今は軍隊はよ  
くろんありません。だから必要あります  
せん。そうして役馬、いわゆる使う馬  
というものがこの競馬に使用するとい  
うの競馬馬といふものとは、全然馬の  
体質を異にしておるわけであります。  
競馬馬は農家の役馬にはまったく不適  
当なのであります。でありますから今  
の競馬馬をああいうふうにいろいろ  
馬をやらしておくことは、私は  
農家に役馬が多くなつて来れば、あく  
なことは全然必要がないと思うのです  
が、今の競馬を畜産に関係があるとい  
う意味でやらしておくわけなのです  
か。つまり今の競馬をああいうふうな  
ばくちみたいなことをやらしておくこと  
とは、畜産奨励の意味においてあの競  
馬をやらしておるのでござりますか。  
その点を伺いたい。

○井出委員長 大坪政府委員、明快に  
お答え願います。

○大坪政府委員 この点につきまして  
は農林大臣から直接御答弁した方がよ

1

切かと思いますが、鷲馬そのものと本法とは関係がないと存ずるのであります。また鷲馬はただいまのお話のような点からスタートして参りましたことにつきましても、これは事実じやないかと思うのであります。しかしながらこれを躊躇するとかどうとかいう問題につきましては、きわめて大きな問題でありますので、私から答弁をするところを差控えさせていただきたいと思ふります。

おるということはわかりますが、いくつらとおつしやいましても、その点につきましては御答弁が不可能でありますので、お許しをお願いいたしたい、かようになります。

て、何らか畜産に関係あるといつとん  
るにおいて幾分なりとも畜産局における  
競馬部というものの存続の理由があ  
るのであります。が、畜産と競馬といふ  
ものは、今までの説明では十分関連が  
あるというようには納得ができないの  
であります。どうしても畜産局の中に置  
置かなければならぬ、国営競馬でな  
ければならないという主張があります  
ならば、その見解をもつと詳細に説明  
願いたいと思う。

つて局長をはじめよろしくいろいろのではなか  
いのです。問題はこの法案をめぐんで、  
で、畜産と競馬のあり方について将来に  
検討しなければいかぬと思うので、畜  
産行政とどれだけ競馬が密接な関係が  
あるかという点をただしておきたいの  
であります。畜産局長がお答えが非常  
に困難だといたしますれば、これは大  
臣にお尋ねすることにいたしまして、  
大臣長それでは有畜農家創設特別措置  
法案については、大臣の御答弁があ  
ります、ひとつ採決はお待ち願いたいと

いるという話がどこかであつたそらであります。が、ただいままでのところ昨年一箇年の実績でござりますが、チーズにつきましては、例の自動承認制度申しますが、そういうことで一ころばんどの過剰な関係もあつたかと存じますが、数量にいたしまして約百万ボンドの輸入が行われております。これは国内のチーズの生産額に比較いたしましたと、ほんと同量に匹敵いたしております。ただチーズにつきましては、国内のチーズの生産技術がまだ十分發達

○安藤(鶴)委員 競馬について局長に  
たいへん質問を集中するようであります  
が、「一言お尋ねいたします。この競  
馬によって外貨の獲得の面とか、ある  
いは国内における富の増産とかいうこ  
とにおいて、何か具体的なことがあり  
ましたら、一言お答えを願いたい」  
○大坪政府委員 薦馬の馬券の売上高  
は本年度は大体百二十億を予定いたし  
ておるのであります。その中の相当の

ておられ、答弁しなければならぬから  
言われることであつて、おそらく外貨  
獲得という言葉を使えるほどの金額は  
ないと思う。この意味において、いわ  
ゆるあの競馬は興味とそうしてばくち  
行為、これ以外の何ものも生んでいな  
い。畜の生産もしくは外貨獲得につい  
て何らの役を勤めておらぬということ  
を、私ははつきりと認めて、またいたず  
れの日かの質問の資料にしておきたい

○大坪政府委員 国営競馬の問題でありまするが、国営競馬をこのままの形で続けて行くか、あるいは今までない機構に移して参るかという点につきまして、且下いろいろな観点から検討いたしておるのでありますて、政府といたしまして内部で検討いたしております。段階であります。

○河俣委員 私はその検討を聞いておるのではなくて、畜産と国営競馬とはどれほど関連性を持つていて、どう

○井谷委員 酪農のことであります  
が、私どもの方では終戦後非常に酪農をして  
を奨励いたしまして、非常に無理をして  
てみた乳牛を貰つた。ところが乳が安  
くなりまして、飼料は高い、乳は安い  
というようなことで、最初乳牛を貰つた  
た者も、これを手離すというような段  
階にただいまなつてゐるのであります。  
明治製菓が工場を設けて簡易な酪

のチーズの生産技術が、いまだ十分発達してゐないとしておらぬ関係でありますとか、それから生産設備そのものが貧弱であります関係であるとか、そういう關係もあるかと存じますが、この輸入量の結果、國內の價格を特に圧迫したといふ事例はなくして、私どもが製造業者の方々から伺つておるところによりますと、むしろ國內のチーズの消費慣習を拡大するという意味で好ましい傾向である。そのうちに國內産に切りかえ

数量を外国の人が馬券を買つておるといふことは、これは事実あるのでござりますが、その金額がどのくらいであるかは、これは資料を持ち合せません。従つてその意味合いにおきましては、ある程度外貨を獲得しておるということは言い得るのではないか、かように存じます。

○川俣委員 今局長から外貨獲得に相当役立つているという御説明であります  
が、私どもから見ますと、競馬馬のために外貨を支払つておる点も相当大き  
いと思う。おそらく外貨獲得よりその方が大きいのではないかと思う。こ  
れは私は別に資料を持つておりません

どれほど関連性を持つてゐるか、どういう見方をして現在畜産行政を行つておられるか、この点の見解を聞きたいんです。

○大坪政府委員 今の問題につきましては、非常にむずかしい問題でありますして、現在のところ純益といたしまして、年間約十一億見当のものが国庫にほ

す。明治製菓が工場を設けて簡易な設備をしておるのであります。聞くところによると、乳の値段が安くなると、いうことは、外国から乳製品が無制限に入つて来るためには圧迫を受ける、そういうようなことを工場長は言つていながら、そういうようなことがあるのであるか。さらにまた、輸入しているの

抜力すなといふ意味で好ましい傾向にある。そのうちに国内産に切りかえり、という意味におきまして、今までのよいうな自動承認制に放逐をしておくといふことは、もうそろそろ考へなければいかぬ時期であるう、そういうふうな御見解がそいつたような関係の筋があるようであります。それから、他のバター、粉乳等につきましては、

○安藤(慶)委員 それでは次会までにこの外貨獲得の金額をひとつお調べ願つて、ぜひ資料を御提出願いたい。  
それから国内におけるところの富の生産について、それはどんなものであるか、それをあよつと伺いたい。  
○大坪政府委員 ただいま外貨獲得の資料提出要求であります。それはどうだけの人間がどれだけ買つたかは全然わかりませんので、ある程度買つて

から、大体の見通し、感で申し上げます。でも、おそらく外貨を獲得するよりも失う方が多いと思う。問題は国産競馬なんでありまして、競馬存続そのものについては私は国会で問題にすべきものではないと思う。一体国営競馬をやつていて以上、これは畜産の上に寄与するものでなければならぬ。寄与するものでなければ、国が大きな賭博行為をみずから行うものであります。

○川俣委員 私は別にしつこく食い下  
んとうの純益として納入されておるの  
であります。馬券の売上げが百二十億  
見当で、そのうち純益が十一億見当に  
相なつております。畜産局といたしま  
しては、いやしくも競馬を主宰してお  
ります以上は、競馬についても真剣に  
これが公正な競馬ができるように大い  
に努力をいたしたいような次第であり  
ます。

は間違いありませんから、どういう種類のものが入つておつて、年間それがどのくらいの額になつておるか。なほ詳しく述べば、内地で生産しておりまする乳製品と、輸入をしておるそれらとの比較をひとつお伺いしたいと思います。

特に計画的な輸入品目としては計上しておりません。従いまして、いわば駐留外国人用と申しますか、ある特定の販路のために、ある特定の人々が一括輸入をやつておられるというケースはございますが、一般の国内消費に流れ出るような意味での輸入は、計画的に外貨割当の面で計上されておりません。

特に計画的な輸入品目としては計上しておりません。従いまして、いわば駐留外国人用と申しますか、ある特定の販路のために、ある特定の人々が一括輸入をやつておられるというケースはございますが、一般の国内消費に流れ出るような意味での輸入は、計画的に外貨割当の面で計上されておりません。

卷之三

は脱脂粉乳であります。これは、御承知のように、戦争直後から始まりました学校給食であります。が、その学校給食の用に供するため、文部省の御計画としては、一年間に大方二万四千トン程度を輸入いたしたいという御希望があつたようであります。これは価格の低廉でありますことと、それから国内の脱脂粉乳がそれだけの需要に満たない関係上、すと輸入が行われておつたであります。しかし最近は、実際問題といしましては、有効需要が次第に減少して来るというような関係で、それだけの輸入計画は實際には輸入されておらぬ、さように承知いたしております。

求された問題に関連してですが、加工乳を中心としたジャージーの集団地帯をつくるというようなことになりますて、これがもし外国製酪品とアンバラソスになりました場合、こういうふうな集団的地域を国家が責任を持つてつくったといいたしますと、今後重大な問題になりますから、この点は相当考慮されておると思いますが、この問題は、後にこれらのような資料ができましたときに、どういう対策を取るかということを御研究していただくことにいたします。

それから先ほど来の質問にありますた、酪農が進んで参りましたが、原料乳が非常に安い、あるいは畜産を奨励しても、生育と申しますか、立ちですね、立ちが非常に安くして、その割合に肉が高いというのは一般的な非難であります。が、この問題を解決するのに、先ほど畜産局長の答弁では、農業経営なりあるいは農業の組織なり、あるいは酪農なり畜産の組織という中で合理化、奨励する必要があるという御答弁があつたのであります。これは私は非常に見解が狭いと思うのです。御承知のように、先ほどと畜場法の問題も出ましたが、それと同じように、米麦のよきな食糧と違いまして、これは、公衆衛生の立場からして、しかも今から十年も二十年も前の古い公衆衛生の立場から、畜産食品に對しては非常な厚生省等の制約があるわけです。これに対し、この問題を解かない限りは、私は農家なりあるいは生産組織の面においてどんなに合理化しても、農民の手取りと消費者の支払う価格との大きな開きというものを解決する方法

はないと思うのです。これに対しして乳農方面は、せつかく酪農を奨励したけれども乳価が安いために、また行き詰まりが来る。こういうジレンマをどういうふうに具体的に解決しようとするのか。ことに私の今申し上げた食品衛生の面から縛られておるのを解くように、あなたは厚生省とどういうふうな角度で今後折衝をされようとするのか、もう少し具体的に御検討を願いたいと思います。

○大坪政府委員 わが国の畜産の頭数なり、あるいは密度なりからいたしまして、衛生対策が、畜産の現勢よりもかけ離れた勢いで進み過ぎておるといふような点は、まったく御同感に存ずるわけであります。その点が、一つの大きな中間マージンを構成する原因となつておるとも思つておるのであります。この点については、関係当局とよく今後相談して参りまして、そういう制約ができるだけ少くして参りたい、かよう考へております。

○金子委員 これは私が説明するようになつて、はなはだ遺憾でありますけれども、周長の考え方では、当局と折衝する、当局と折衝すると言つておるが、先ほど足鹿君が言つた屠場法だって、あなたの方は実は負けですよ。だからこういふように国会が開かれておるときに、あなたはほんとうの対策を打明けて、もし国会でもしまつたときなら牛乳というものを、十年も二十年に各省との軋轢になつておちつかぬよな場合、国会の開会中に解決する方が有利なんですよ。たとえば今牛乳

も前に病人が飲んだと同じような形になれば、衛生上悪いといふようなりくつはないのです。ことに最近の低温殺菌のようなものになれば、「一斗カンなら一斗カンで殺菌して、それを取扱う機関を手放しにして悪いならば、一定の食堂とか、一定量使う共同給食とか、そういうふうなものに対しては、そういうものを一つの殺菌とみなして、取扱わせるというふうに、具体的に一つの方法を立てて、厚生省に押して行かなければダメですよ。あなたの方は、ただ今の規則の中できだけと抽象論で押して行くから、厚生省につまでもおつかぶせられておる。運々として進まないのが実情なんです。ですからその点はもつと真剣にやつてもらいたい、こういうことをお願いします。

てないない場所につくるとか、公衆の用に供する飲用水の汚染するきずかいがないとか、あるいは排水の問題というような抽象論しかない。だからこれは出先に行きますと、これだけのことしかないと、出先はまた畜産局がやるのじやないから、これから認可する場合に、公衆衛生の立場で、保健所や何かいろいろ問題を起して参りますと、そこにだん／＼つくれなくなる。それから先ほど、あなたは四十万円から五十五万円できるだろうと言われたけれども、その中にも問題がたくさんある。たとえば顕微鏡を備えるとか、あるいは建物の構造でも、肉を搬出する出口をつくれとか、生畜を入れる口をつくれとか、そんなことは簡易屠場にはいらない。たとえば一つの例を見まして。かつて戦前の台北あたりの大きな屠場に行くと、広い土間と煮え湯かまと、それから肉をかけるかけ金があるだけで、あとは何にありません。それを今度十坪くらいの建物に検査室をつくつて、消毒場をつくつて、そうして搬入場所をかえて、それに顕微鏡及び薬剤の備品を置くというような今の厚生省の考え方、こんなことを言つたならば、実際上できません。これをあなたが折衝する前に、私が折衝して、そんな顕微鏡なんかいらぬじやないか、そんな検査の薬は検査員が持つて歩けばいいやないかと、押して行けば、そういう仕方もありますねといつて、だん／＼へこみつある事情である。そういうふうにあなたの方で積極的にやらなければならぬ。そうして実際に法律が空文にならぬようにお願いしたい。

いうことを、あなたは非常にお考えになつておるようですが、もし簡易屠場といふものが簡単にできるならば、むしろ自家用屠殺のようだに、皮であるとか、あるいは内臓であるとかいうようなものが、比較的有効に正当価値つけられないような屠殺方法よりも、こういうふうな簡易屠場のようなもので、部分的に市場化し、部分的に自家用にもできる、こうじう自由の許されたものを比較的数多く安易にできるようになります。畜産振興の上にも、蛋白資源の自給自足のためにも、いいのであります。これは少し私の方から逆に申し上げる話が多くて、あなたに聞くという面が少いのです。ありますけれども、これに対し私は、そう考えるのですが、畜産局長のお考えを聞いておきたいと思います。

○大坪政府委員 屠畜場は非常に省令並びに政令に譲つておる点が多い。これはまことにお話を通りであります。従いまして屠畜場の設置基準につきましては、省令で規定することになつておりますが、その省令について目下折衝中でございまして、ただいまお話をありましたような顯微鏡の問題とか、いろいろな問題が、目下出て参つております。

次に自家屠殺と屠畜場の関係であります。お話を通り、簡易屠畜場をでかけるだけ増加いたしまして、そこでやることが経済的に見ても、衛生的に見ても、これがまことによいといふ点につきましては、お説の通りであります。できるだけ簡易屠畜場を増加して参りたいと思います。遠隔の地であるとか、あるいはそういう簡易屠場のない所におきましては、自家屠殺をやつ

○金子委員 この屠場の問題につきましては、もはや相当期間も過ぎておりますから、この際お願ひしておきますが、できるだけ早い機会に厚生省と折衝を終りまして、そうして今最後の段階におけるところの省令なら省令によりましたときに、そのモデルを、「一体何坪という最小限度のモデルを想定いたしまして、それに対して設備を要するものは、何と何がいる、そしてそのモデルを価値に評価して、どれだけのものがかかる、こういうことを早くおきめになつて、それをもつて実際の指導に当つてもらいたい。そうでありますと、法令の字を書いたことだけ地方へ流して参りますと、地方から申請書を出しましても、係官はなかなかやかましいことを言うて解決してくれない。こういうことがありますので、その点をお願いしておきます。

その次にお尋ねしますが、先ほともこの問題は出たのであります、乳牛資本といふものがとかく酪農の上に君臨して、言いかえれば、酪農を乳牛資本が隸属化する、そういうことはこの種の事業に非常に多いのであります。そこでこの隸属化するということの一つとして、一つは資本力の問題があります。一つは飼料の問題があるのであります。かつては大資本というものが飼料独占の形をとつておりましたが、しかし現在は先年の法律によりまして、政府がある程度の飼料に対する支配権を持つておるようあります。その法律に次いで飼料の品質改善の法律もできておりまして、その安定法と、品質改善の二つの法律を適用すれば、ある程度飼料というものは実需者団体を中心

として運用できるようになつておるわけあります。飼料を提供して乳を押えるという抜き差しならぬ、その状態を押えて行くには、飼料の動かし方をも影響すると思います。でありますからして、今後飼料の配給に対しても、できるだけ実需者を中心を持って行くことが、向うの隸属させるための一つの手段であるえさといふものを、ある程度まで力を削ぐ役割はするわけであります。が、その点について十分留意していただきたいと思うのであります。そこで、その点に対する御意見を伺いたい。

の指導なり、あるいは連絡なりといふ  
ような面から行きますと、畜産は畜  
産、養蚕は養蚕といふうに、ちょうど  
役所が一つのセクションでわかれています  
るよう、わかれだ方が便利であるの  
であります。便利であるだけにお役所  
の方々は、とくに自分の方に専属の團  
体というものをほしめるという傾向を  
持つてゐるのであります。しかしながら  
らこういう傾向で、末端は一つの総合的  
的な農業經營であります、それがそ  
の産業の種目ごとに一つの團体がわかれ  
やすい傾向を持つております。現在  
でもそういう動きがあるわけであります  
すそろいたし手と最前申し上げたよ  
うに、指導であるとか連絡とい  
うことには重宝されるけれども、その  
経済的な基礎というものは、さなきだ  
に弱い農村の経済力といふものでは、  
とうてい各種の團体に多くの出資を持  
ち、しかも自己資本を蓄積するという  
わけには行かぬということになります  
て、技術的には伸展いたしましても、  
最後の目的である農家經濟という面に  
なると、とかく大資本の下に隸屬する  
ということになりますので、あなたの  
方でも最近畜産協同組合をつくるうと  
か何とかいうような、また新しい構想  
もあるかのごとくとりざたされており  
ますが、そういう点に対してもうどうい  
うふうにお考えになつておりますか。  
○大坪政府委員 業界その他いろいろ  
の方面から、畜産組合と申しますが、  
特別の法律に基く組合をつくつても  
らいたいというような要望はあります  
ます。しかしながらこの問題につきまし  
ては、現存の組合との関係もあります  
し、また特にただいま御指摘のあります  
した通り、組合をたくさんつくります

ことは、その指導力なり、特に経済力などを弱める点において決定的なものでありますので、この点はきわめて慎重に検討して行かなければいけないのではないか、かように存じております。

○金子委員 今のところその検討はどの程度の結論まで持っておりますか。

○大坪政府委員 その点につきましては検討いたしているのであります。どういう段階と申しますか、いろいろ考へておられる段階だとしまつております。

○安藤(鶴)委員 関連して、この畜産組合の法制化につきまして、先般予算総会においてわが黨の河野議員から農林大臣に対して質問を提起いたしておられます。そのときにおいて農林大臣は、すみやかにその設立の方向に向つて準備を進めるであろう、かような答弁をせられておるそうです。しかりとすれば、すみやかにという言葉でありますから、この多忙な議会生活中ではありますが、相当日限も過ぎて來たことでありますから、局長にあらはその立案方を御下命になりはないかと思うのですが、その命令を受けられた事実がありますか。いかがでありますか。

○大坪政府委員 これはまつたく政府部内のことでありますので、私から答弁することを差控えたいと存じます。

○安藤(鶴)委員 政府部内のことであるから発表したくないとおつしやるのありますか。

○大坪政府委員 命令を受けているかどうかということにつきまして返答をいたしかねる、ということであります。

○芳賀委員 関連して。畜産組合の問題は、昨日の委員会において私は局長にそれをただしたわけであります。法案の中においても政令で定める団体としておらぬというとをはつきり言わされたのであります。ところがきょうは何か安藤委員の質問に対し、非常に苦衷の色があるようになりますが、きのうときよりの情勢の中に変化はないということを明確に申されますか。明確に御答弁ください。

○大坪政府委員 きのうときようには全然態度にいたしましても気持にいたしましたが、現にしましてもかわりはありません。もちろんあの有畜農家創設特別措置法の三条でありますから、あの中の団体には、今問題になりましたような組合をしてんで想像もいたしておりません。その点御了解願いたいと思います。

○足鹿委員 関連して。大坪さんはどういうようにお考えになりますか、現在の畜産団体といふものは農業団体の中でも最もたくさん、大小無数の団体があり、その中心をなすものは、畜産局である。畜産局の外郭団体的な様子を示したものもたくさんある。そして地方へもやはりその流れが相当及んでゐる。これを一まとめにして畜産組合的な一つの系統組織につくつて行こうといふ、大体そういう御構想ですか。

○大坪政府委員 畜産関係の団体が何となく多過ぎるということはよく言われている問題であります。私どもいたしましても、あるいはこれは多過ぎるのではないか。もう少し団体の数を整理統合いたしました方が、経済力から

いたしましても指導力がいたしましても、団体としていいのじやないかと、いうことは考えておりますが、ただいま御指摘のように、これをまつたく一本にするとかいろいろな点につきましては、現在の段階ではそう考えていないであります。

○主鹿委員 現在畜産協同組合といふ一つの組織があつて、元来はこれは協同組合の一部門的な立場にあるものが、やはり専門的な事業部門であるから、単独事業運を組織した方がいい、こういう気持から、ある組合が事業別とかという激しい理論の後に、ようやくこれは畜産協同組合として、現在の協同組合法に基いて組織ができるとするところは、御存じの通りなのであります。そのときも畜産局は、協同組合の設置にあたつては総合連に反対をして、そして畜産協同組合という一つの部門別の事業連をつくる、そういう方針を与えられたのです。これは畜産局ですよ。私はその当時のいきさつを知つておりますが、そういう分裂的な施策を、従来からいつも畜産局がやつておいで、前国会においてはすでにその要綱もでき、法律案もでき、現に私どももそれをもらつておる。それをあなたは御存じないのですか。議員立法ともしませんが、これは政府とある程度了解し合つて、そして政府が出しだいく問題でもあります。しかし本委員会でもたくさんのお議員立法をつくりつておりますし、大蔵省に対するいろいろな折衝の経過等から、やつたことに対して議

員も好意的にこれを了解して、今まで  
は多くの場合やつておる。この畜産組合法といふ法案を私は読んでみまし  
た。要綱も読んでみました。大体の趣  
旨も知ておりますが、畜産局長はそ  
の法案の内容なり要綱等については、  
御存じになつておりますか。なつてお  
るとすれば、いかよくな御思想を持つ  
ておいでになりますか。協同組合の組  
織とは別に、このよくなさら事業種類  
目の組合団体をつくることが妥  
当であるとお考えになりますか。  
畜産組合法案の要領、要綱、そういう内  
容のものについて、御存じになつて  
いるかどうかという点からひとつお尋  
ねを申し上げたい。

○大坪政府委員 農林省といたしまし  
て、畜産組合法の原案と申しますが、  
そういうものをつくりておりますんの  
で、それにつきましては、どういう内  
容のものであるか、ただいま御指摘な  
りました畜産組合法といふのは、  
どの団体あるいはどこから出たもので  
ありますか、ちょっと承知いたしかね  
ますので、少くとも畜産局から出まし  
た畜産組合法ではないと思っておりま  
す。

○足鹿委員 そうすると、畜産局も畜  
産組合法を御研究になつておるのです  
か。

○大坪政府委員 団体の問題につきま  
しては、いろいろ検討いたしておりま  
すが、畜産組合法といふようなもの  
につきましては、まだ具体的な案があ  
るとか、そういう段階に至つております  
せん。

○足鹿委員 しかし今さようなものは  
畜産局のものでないとおつしやつた。  
私の見たのは、畜産局であるのかど  
うか。

であるのか、その出場所は知りませんが、とにかく畜産組合法といふものは、甚大なものができ上つておる、要綱もあるのです。そのものをどうかといふとです。畜産局でも別に持つておいでになるかどうか知りませんが、別なもののをどうかといふとです。あなた方に覚えのないものであつても、ごらんになつたかどうかと云ふことをお聞きしているのです。

○大坪政府委員 畜産組合法といふものは、どこの団体で立案をいたしておるのを一応見たような気がいたすのであります。

○足鹿委員 畜産行政のいわゆる組織の問題として、これは重要な問題であります。いわゆる農業会を今から見るだけなしたり批判したりしてますが、やはり戦前における農業団体の懲立を、ある程度一つの強烈な組織にまとめたという点において、私は意義があると思う。だがそれが政府の農政下請機関になり、官僚組織になつたところに問題があるのであつて、いわゆる農業団体の組織といふものは、なるべく総合的に、かつ強力な経済力を集中し、組織を強化して行かなければならぬ段階だと思う。しかるに最近の傾向を見ると、ありとあらゆる部門別にいろいろなものができる。種鷄協同組合など、いろいろなものができる。種類のうちのまた一つの品種にまで一つの組織ができるようなことは、私どもは考え得らない。対象となるのは全部農民がひとりです。そういうところに現在

の農村指導組織の上における大きな欠陥がある。だれでも専門のものになれば、自分のことだけを専門にやつてやるからといつて誘い水をかけられれば、農民はついそれに乗つてしまう。ところが事実一人の農民で二十も三十もの組織に乗つかつているようなことで、一体何ができるでしょう。特に今後における畜産の五箇年振興計画とかあるいは十箇年の振興計画とかいう大な計画ができましても、これを実行に移して行く場合に、今度の法典でもいう構想でありますと、そのこと自体には誤りはない。ところが県庁のお役人さんが現地へ無計劃的に牛を買ひに行きますから、殺到したところでは牛の値段が非常に上つて行く。こういうことに対するは一つの事業団体である協同組織に、あなた方がもう少し提携を密にされて、そうしてでき得る限り適正な価格で農民が新しい家畜の導入に進んで行くことができるよう御指導にならなければならぬ。ところが、一方においてはそれは官僚にやらせている。そして現実においては、協同組合法に基く畜産団体というものは、あなた方の畜産局が指導してつくらせたけれども、これが日本の畜産の組織としてほんとうに権威ある団体であるかどうかということは疑わしい。

か。どんなりつばな政策をおつくりになつても、これに魂を入れて行くのは、やはり組織と指導体系の問題ですか。私はこれは非常に大事な問題だから申し上げるのであります。そういうところから、ここに卒然として畜産組合法なる「靈」がまた浮かび上つて来ておる。こういうことについては、畜産局としては、過去に自分たちのおとりになつた政策をよく御反省になり、真に農民のためになるような、しかも国の施策が正しく末端に浸透して行くような、正しい協同組織をおつくりになる必要があろうと私は思う。ただ新たなる組合を数多くおつくりになるとばかりが能ではないと私は考えておりますので、あえてこの機会に申し上げておきたいのであります。しかし畜産当局としては、そういう畜産組合法のよなものは研究したこともない、それがつくつか知らないが、そういうものをちよつと見た程度であるといふ御言明でありますから、これ以上私は追究いたしませんが、特にこの問題については、局長の言葉を聞いておりますと、慎重におやりになるようありますから、この点については慎重を期せられることを特に要望しておきたいと思います。

○井出委員長 先刻川俣委員より、競馬と畜産との関連について農林大臣の出席を請求せよとの御要望であります。これは後日に譲り議事を進行したいと考えますが御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めまして、議事を進行いたします。

なおただいまの足鹿委員の御指摘に

つきましても、畜産当局においては十分御考慮を願います。これにて質疑は終局いたしました。本件に賛成の諸君の起立を認めます。〔賛成者起立〕

○井出委員長 起立多数。よつて本案は可決せられました。

芳賀委員より発言を求められております。この際これを許します。芳賀君。

案文を朗読いたします。

○芳賀委員 本案の可決に間違いたしまして、この法律案が有畜農家の創設を発展させるその途上において、より実質的な成果を期待することを促進する意味において、次のような決議を付したいと思うのであります。

右決議する。

内容については十分敷衍してあることと思うので、これをもつて説明にかえます。

○井出委員長 ただいま芳賀委員より提案にかかる附帯決議につきまして、御発言があればこれを許します。別に御発言もありませんからこれより採決いたします。この附帯決議を付すこととに御異議ありませんか。〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。なお本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。さよう決しました。

として、酪農事業に重点をおいた有畜農家の創設事業を実施し来り、今回これを法制化するため、有畜農家の創設特別措置法案を提出したが、酪農業の現状をみるに、依然原料乳価は割安であるに拘らず、酪農食品の市価は一般に割高であつて、乳牛の導入はそのまま必ずしも農家経済と国民食生活の改善向上のため十二分なる機能を果すに至つてない。政府は、かかる事情を率直に認識

し、一面において自給飼料の増産確保、無家畜農家の解消に一段の努力を傾倒すると共に、他面において牛乳生産経済の集約化、酪農に關する農民組織の育成強化、牛乳取引の改善、酪農食品の集団的消費の促進等一連の酪農振興施策確立のための諸般の措置をすみやかに講ずべきです。

右決議する。

内容については十分敷衍してあることと思うので、これをもつて説明にかえます。

○井出委員長 ただいま芳賀委員より提案にかかる附帯決議につきまして、御発言があればこれを許します。別に御発言もありませんからこれより採決いたします。この附帯決議を付することに御異議ありませんか。〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。なお本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。小委員会を開きましたので、ただちに衆議院側の了解を求めるべく、昨日來努力いたしましたのであります。参議院側の言い分といたしましては、根本において衆議院の態度と相違はない。しかしこの衆議院側の修正点については、ぜひ参議院に同調を願いたいという強い御発言であります。昨日は協議が整わざ散会をいたしましたが、本日午前九時半から衆議院側の打合会を開きました。衆議院側の提示する農業災害補償法に対する抜本的改正についての三点の申合せをのんでもらえるならば、修正点については参議院側の決定に同調するであろうと、その態度をきめまして、あらかじめ参議院側に懇談的に交渉いたしました。

農業災害補償法は実施以来五箇年を経過したが、その制度の根本的欠陥と、運営もまたよろしきを得ず農民の要望にこだえがたき実情にかんがみ、両院協議会は左記により農業災害補償制度の行き詰りに対し、抜本的検討をなすことを申し合せる。

記

一、農業災害補償制度については、その抜本的改正の必要であることを確認する。

二、政府は昭和二十九年度水稲を目的として、制度の根本的改廃を行ない、農業災害補償に對し完全なる施策を講ずること。

三、衆參両院は農業災害補償制度の完璧を期するため、閉会中もなおその調査を繼續し、検討すること。

以上の申合せ案を提示いたしましたところ、満場一致この申合せを決定されましたので、ただちに保利農林大臣の出席を求め、この両院の一一致した意見に対し所見を求めましたところ、保利農林大臣は、この趣旨に沿うて善処する旨を確約せられましたので、円満に両院の協議が整いました。明白の出席を求めるに、この両院の議長から御報告に見対して所見を求めましたところ、

なつて態度が決定されますが、ならば、本会議に衆議院側の議長から御報告に

ます。まことに御異議ありませんか。

○井出委員長 農業災害補償制度につきましては、小委員会を設けていただき、

参議院側に懇談的に交渉いたしましたので、この

ところ了解を得るに至りましたので、

本日の両院協議会で次のとき申合せをいたしました。

申合せ

〔総員起立〕

○井出委員長 起立總員。よつてござ  
う了承することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

〔参照〕

有畜農家創設特別措置法案（内閣提  
出）に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月三十一日印刷

昭和二十八年八月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局